○国土交通省令第九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第六号及び第二十号並びに第四十四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　原動機付自転車の保安基準	第三章　原動機付自転車の保安基準
第一節　一般原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十六条の四の三）	第一節　一般原動機付自転車の保安基準（第五十九条―第六十六条の四の二）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第一条　この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。	**第一条**　この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。
一～十三の五　（略）	一～十三の五　（略）
十三の六　「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。	十三の六　「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
イ　告示で定める方法により測定した場合において、長さ一・九メートル以下、幅〇・六メートル以下であること。	イ　原動機の定格出力が〇・六〇キロワット以下であること。
ロ　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二の二第二号イからニまでに掲げる基準に適合するものであること。	ロ　告示で定める方法により測定した場合において、長さ一・九メートル以下、幅〇・六メートル以下であること。
十四～十八　（略）	ハ　最高速度が二十キロメートル毎時以下であること。
2　（略）	十四～十八　（略）
（電気装置）	2　（略）
第十七条の二　（略）	（電気装置）
2　（略）	**第十七条の二**　（略）
3　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	2　（略）
4　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。	3　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保できるものとして、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
5・6　（略）	4　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
	5・6　（略）